

令和元年度 京丹後市後期高齢者医療事業特別会計 決算概要

後期高齢者医療制度は、京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が主体となって運営し、市町村は資格や給付の申請受付、被保険者証の送付や保険料の徴収などの窓口事務を行います。

京丹後市後期高齢者医療事業特別会計では、歳入では被保険者から徴収する保険料等を計上し、歳出では窓口事務に係る経費と後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しています。

1 令和元年度後期高齢者医療事業特別会計決算の状況

令和元年度の後期高齢者医療事業特別会計の決算は、次のとおりです。

(単位：千円)

	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
歳入総額	762,879	737,036	25,843	3.5%
歳出総額	757,063	729,549	27,514	3.8%
差引残額	5,816	7,487	△1,671	△22.3%

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億2,142万2千円、使用料及び手数料5万8千円、一般会計繰入金2億3,039万円、諸収入352万2千円となっています。

歳出は、被保険者証の交付等の総務管理費573万8千円、保険料の徴収等の徴収費198万2千円、特定健康診査事業費(人間ドック検査助成)81万8千円、京都府後期高齢者医療広域連合への納付金7億4,596万1千円を支出しました。

広域連合納付金については、前年度と比較して2,720万3千円の増額となっています。その内訳は保険料納付額が3,932万1千円の増額、軽減対象者数減(対前年比435人減)により保険基盤安定納付金が1,211万8千円の減額となっています。

2 後期高齢者医療制度の被保険者数

令和2年3月31日現在

被保険者数10,997人(京丹後市人口【54,007人】の20.4%)

《参考》平成31年3月末10,895人(【54,688人】の19.9%)

うち 100歳以上	100人(対前年：16人)
95歳～99歳	514人(対前年：31人)
90歳～94歳	1,375人(対前年：44人)
85歳～89歳	2,366人(対前年：4人)
80歳～84歳	2,882人(対前年：△108人)
75歳～79歳	3,671人(対前年：132人)
65歳～74歳【障害】	89人(対前年：△17人)
(再掲) 社会保険の被扶養者であった被保険者数	141人(対前年：△1,563人)

《参考》京都府後期高齢者医療広域連合全体の被保険者数
374,873人(平成31年3月末367,925人)

3 歳入の主な状況

01 保険料

01 後期高齢者医療保険料 521,422 千円

京都府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療保険料は、令和元年度は均等割 47,890 円、所得割 9.39%となっています。

京丹後市の後期高齢者医療保険料の賦課総額と収入状況 (単位：千円)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収 (現年度分)	345,573	345,573	0	0	100.00%
普通徴収 (現年度分)	176,757	174,596	0	2,161	98.78%
現年度分小計	522,330	520,169	0	2,161	99.59%
普通徴収 (滞納繰越分)	3,652	1,253	712	1,687	34.31%
合計	525,982	521,422	712	3,848	99.13%

保険料の納付方法については、年金額が年 18 万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が対象年金の 1/2 を超えない場合、特別徴収（年金からの天引き）が基本ですが、納付方法の変更申出により口座振替による普通徴収を選択することができます。

調定額ベースで納付方法をみると、特別徴収が 66.2%、普通徴収が 33.8%となっています。

03 繰入金

01 一般会計繰入金 230,390 千円

01 事務費繰入金 7,492 千円

被保険者証の送付や保険料徴収事務にかかる繰入金

02 保険基盤安定繰入金 222,898 千円

法律に基づく保険料の軽減に必要な財源を、保険基盤安定として一般会計から繰入

負担割合	京都府 (3/4)	167,173 千円
	京丹後市 (1/4)	55,725 千円
	合計	222,898 千円

軽減対象者数	軽減額
8 割軽減	2,225 人 71,725 千円
8.5 割軽減	3,449 人 112,498 千円
5 割軽減	1,259 人 29,309 千円
2 割軽減	872 人 8,089 千円
被扶養者軽減	68 人 1,277 千円
合計	7,873 人 222,898 千円

05 諸収入 3,522 千円

01 延滞金 115 千円

02 保険料還付金 2,531 千円

還付加算金 32 千円

※過年度保険料還付金（還付加算金含む）に対する京都府後期高齢者医療広域連合からの補填。

03 預金利子 1 千円

04 雑入 843 千円

※京都府後期高齢者医療広域連合市町村との連携強化事業補助金・特別対策補助金（人間ドック）

4 歳出の主な状況

01 総務費

01 総務管理費 5,738 千円

《被保険者証の送付等の事務に係る経費》

旅費（初任者研修・第三者求償研修会・担当課長会議）	37 千円
消耗品（事務用品）	26 千円
印刷製本費（予算書等印刷代）	17 千円
通信運搬費（保険証等郵送料）	4,754 千円
派遣職員委託料	233 千円
広域連合システム保守委託料	63 千円
町村会業務システムサポート負担金	512 千円
町村会業務システム改修負担金	96 千円

※被保険者証は、8月1日から翌年7月末日までの1年間を有効期限として、毎年7月に一斉更新。

02 徴収費 1,982 千円

《後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費》

印刷製本費（保険料決定通知書等）	453 千円
通信運搬費（通知書等郵送料）	1,234 千円
公金取扱手数料（口座振替等）	295 千円

※保険料は毎年7月に広域連合で賦課決定され、普通徴収は、7月から翌年3月までの9期納付。
特別徴収は、年金支給月に年金から天引き。4月・6月・8月は仮徴収、10月・12月・2月で本徴収（精算徴収）。

02 後期高齢者医療広域連合納付金

01 後期高齢者医療広域連合納付金	745,961 千円
保険料納付金	523,063 千円
特別徴収保険料納付金	346,456 千円
普通徴収保険料納付金	176,607 千円
保険基盤安定納付金	222,898 千円

※保険料納付金は3月末までに収納した額を納付しており、出納整理期間中の収納分は、令和2年度で納付。

03 保健事業費

01 特定健康診査等事業費 818 千円

01 短期総合機能検査事業	
通信運搬費（受診券郵送料）	2 千円
人間ドック検査委託料	816 千円

05 諸支出金

01 償還金及び還付加算金 2,564 千円

01 保険料還付金	2,532 千円
保険料還付件数	332 件
02 還付加算金	32 千円
保険料還付件数	22 件

後期高齢者医療保険料の軽減対策

所得の低い方に対する軽減措置

○被保険者均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯（被保険者全員と世帯主）の所得に応じて保険料の被保険者均等割額を軽減。

軽減割合	世帯の総所得金額等（被保険者＋世帯主）が下記の基準を超えない世帯
8割軽減	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の世帯の方
8.5割軽減	基礎控除額【33万円】を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額【33万円】＋（28万円×被保険者数）を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額【33万円】＋（51万円×被保険者数）を超えない世帯

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険、協会けんぽ、公務員の共済組合など被用者保険の被扶養者として加入されていて、これまで保険料を負担していなかった方については、所得割は賦課されず、均等割は資格取得から2年間に限り5割軽減となります。

速報値

令和元年度後期高齢者医療制度における京丹後市の状況

医療給付費（京丹後市分）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	平成30年度
療養給付費(A)	8,553,002	8,438,318
療 養 費	39,385	38,944
高額療養費	329,045	330,317
高額介護合算	9,447	7,320
合 計	8,930,879	8,814,899

(A) 令和元年度 療養給付費の内訳

区 分	件数(件)	給付額(千円)
入 院	10,335	4,680,261
入 院 外	127,760	2,865,934
歯 科	20,660	267,383
調 剤	35,755	573,673
食事・生活療養		136,661
訪問看護	518	29,090
合 計	195,028	8,553,002

※広域連合が、平成31年3月～令和2年2月診療及び平成31年4月～令和2年3月支給決定で支出した給付費のうち京丹後市の被保険者分を抽出したものです。

※数値は速報値であり、変更となる場合があります。